

陸 議 号
平成26年 9月24日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団
全国B型肝炎訴訟北海道弁護団
全国C型肝炎訴訟北海道原告団
全国C型肝炎訴訟北海道弁護団
(連絡先)
弁護士 中 島 哲 様

陸別町議会議長 宮 川 寛



陳情の審議結果について

平成26年5月30日付けで提出された下記の陳情は、平成26年9月24日の陸別町議会9月定例会で同趣旨の意見書が可決されたことにより、「採択」とみなしましたのでご承知ください。

なお、別紙意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に送付しております。

記

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書採択等のお願い

意見書案第 8 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣にウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を提出したく別紙のとおり意見書案を提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

提出者 陸別町議会議員 村 松 正 敏

賛成者 陸別町議会議員 河 瀬 洋 美

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝癌患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきたしている。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの意見が出されている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝癌の患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がされた。しかし、国においては、肝硬変・肝癌患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝癌患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝癌に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月 日

北海道足寄郡陸別町議会

議長 宮 川 寛